

## (追加) 出席報償費取り扱い変更のお願い

平成28年1月以降、区長協議会出席報償費の支払時に、マイナンバーと本人確認が義務づけられます。

そのため、区長協議会受付時には参加者全員分を確認するため、相当な混雑が予想されます。

さらに、大多数の区長様が1年で交代されることから、毎年、この対応が必要となります。このことから平成28年から、次のとおりにしたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

なお、お支払する総額は、現在と同額です。

### 【現在】

○地域自治活動交付金 均等割額＋世帯割額＝地域自治活動交付金 (均等割額：14,710円＋世帯割額：3,600円×自治会世帯数) (※金額はH27年度の場合です) ↓ 集落の指定口座に入金(6月 11月)	○出席報償費 2,400円／1回 (年3回 定例会) ↓ 当日現金払い
---	---

### 【平成28年1月～】

○地域自治活動交付金【均等割額 + 世帯割額 + 出席報償費相当】 ↓ 6月 集落指定口座に入金【(均等割額＋世帯割額の1/2)＋出席報償費3回分】 ↓ 11月 集落指定口座に入金【(均等割額＋世帯割額の1/2)－欠席分】 ※交付金支払時には、内訳(均等割額、世帯割額、定例会出席分)を記載してお知らせ
--

### 【問い合わせ先】

企画課 町づくり推進室 担当：横山さずか  
電話：68-3113 FAX：68-3866  
Mail：machidukuri@houki-town.jp